

「平成28年度税制改正大綱～消費税軽減税率他～」

講師 さくら税理士法人 公認会計士・税理士
大寺 健司氏



平成28年度税制改正については、経済再生と財政健全化を両立しつつ「企業の収益力を高め、前向きな国内投資や賃金引上げを促すこと」「結婚・子育ての希望を実現しにくい状況を克服し、子育てに優しい社会を創ること」などを目指して「平成28年度税制改正大綱」として公表されました。今回の軽減税率に続いて、今回はその他の重要な税制改正をお伝えします。

(A) 法人に関連する税制改正

法人税率引き下げ

■改正の概要

現在の日本の法定実効税率は31・33%であり、OECD平均(約25%)、アジア平均(約22%)と比較すると非常に高い水準にあり、この実効税率の高さが、日本企業の海外流出の加速と、立地競争力の低下の要因のひとつであるとかねてより問題視されてきました。

そこで、平成28年度税制改正では、法人税率の

更なる引き下げが進められました。実効税率が20%台に引き下げられたことによって、日本経済の好循環への後押しが期待されています。

■適用時期

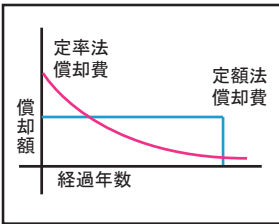
平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

減価償却制度の見直し

■改正の概要

従来から建物については、償却方法が定額法に一本化されていましたが、電気・給排水・衛生設備など建物と一体化に整備される建物付属設備及び構築物の償却方法は、納税者が定額法又は定率法のいずれかを自由に選択することができました。

しかし、法人税率引き下げによる代替財源の確保のため、建物付属設備及び構築物についても、



建物同様その償却方法が定額法に一本化される

こととなりました。

■適用時期

平成28年4月1日以後に取得する資産について適用されます。

欠損金繰越控除制度の利用制限

■改正の概要

欠損金の繰越控除制度については、平成27年度の税制改正により、期末資本金の額が1億円超の法人につき平成27年4月1日以後の各事業年度において控除できる所得金額が、二段階で縮小された。平成28年度税制改正では、法人税の改正で、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から、平成30年4月1日以後に開始する事業年度に延期されることがなりました。

事業年度		平成28年4月1日から平成29年3月31日	平成29年4月1日から平成30年3月31日	平成30年4月1日以後
限度額	中小法人等	所得金額×100%		
	改正前	所得金額×65%		
	改正後	所得金額×60%	所得金額×55%	所得金額×50%

平成28年度税制改正により、平成28年度税制改正で、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から、平成30年4月1日以後に開始する事業年度に延期されることがなりました。

損金の繰越控除限度額について見直しが進められました。

① 控除限度額の計算

当該事業年度において控除できる欠損金の額は、上記に示した控除限度額と、繰越欠損金の額のうちいずれか小さい額です。

② 繰越期間の延長(全法人が対象)

平成27年度税制改正において、欠損金を当該事業年度の所得金額と相殺することができるとは、繰越期間が、最長9年間から最長10年間に延長されました。

平成28年度税制改正により、この繰越期間の延長が適用される事業年度は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から、平成30年4月1日以後に開始する各事業年度に延期されることがなりました。

③ 保存期間の延長(全法人が対象)

前項の改正に伴い、帳簿書類の保存期間、欠損金に係る更生期間、更生の請求期間の延長についても同様に、開始時期が1年間延長されることが

なりました。平成30年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

(日) 資産に関連する
税制改正

農地保有に係る
課税の強化

■改正の背景

一般的な宅地の場合、固定資産資産税評価額には通常、その土地の売買価格が用いられます。ところが農地については、売買価格から45%を割り引いた金額が評価額として用いられているため、固定資産税額が宅地に比して極めて低額です。その結果、有効活用する予定はないものの耕作放棄地を保有し続け、結果として、やる気のある農家や、農業に参入したい新たな担い手に土地が行き渡らないという問題が起っています。そこで今回、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地保有に係る課税が強化・軽減されます。

■改正の概要

平成29年度より、一定

の遊休農地の固定資産税評価において、正常売買価格に乘じられている割合(0・55)を乗じないこととされます。

■固定資産税における農地の評価

改正前
正常売買価格×限界収益修成率
(0・55)
改正後
正常売買価格

一定の遊休農地とは：

政府は、農業の担い手へ農地を集積・集約化し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業(農地中間管理事業)を進めています。この事業は、農地中間管理機構(いわゆる農地集積バンク)が再生可能と判断した遊休農地を借り受け、新たな農業の担い手に貸付を行うことで、遊休農地の利用を促進するというものです。

今回、課税が強化される「一定の遊休農地」とは、農地中間管理事業の利用意向調査において、所有者が自ら耕作する等の表明をしたが、その表明通りに利用の促進が行われず、「農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理の取得に関する協議の勧告」を受けた土地です。

農地保有に係る
課税の軽減

■改正の背景

課税強化の改正と同様、農地利用の効率化及び高度化の促進を図るため、固定資産税の軽減措置が設けられます。

■改正の概要

所有する全ての農地(10アール未満の自作地除く)を、農地中間管理機構に10年以上貸し付けた場合、その貸付期間に応じた固定資産税が2分の1に軽減されます。



貸付期間	貸付期間が10年以上	貸付期間が15年以上
軽減期間	最初の3年間	最初の5年間

(イ) 個人所得に関する
税制改正

空地に係る譲渡
所得の特別控除

■改正の概要

被相続人が生前居住していた土地家屋等を相続により取得した人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に

それらを譲渡した場合には譲渡所得金額について「居住用財産の譲渡所得の3千万円特別控除」を適用することができます。



■本特例の適用要件

- ① 相続開始直前に被相続人が居住していた家屋であること
- ② 昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること
- ③ 相続開始直前に被相続人以外に居住していた者がいないこと
- ④ 相続発生時から、相続開始以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すること
- ⑤ 譲渡対価の額が1億円以下であること
- ⑥ 家屋と土地を合わせて譲渡する場合、次の(イ)・(ロ)を満たしていること

- (イ) 相続発生時から譲渡するまでの期間に、事業用、貸付用、居住用に使用されていない
- (ロ) 譲渡時において地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合している

- ⑦ 家屋を除去し敷地のみを譲渡する場合、次の(イ)・(ロ)を満たしていること
- (イ) 相続発生時から除去するまでの期間に、事業用、貸付用、居住用に使用されていない
- (ロ) 相続発生時から譲渡するまでの期間に、事業用、貸付用、居住用に使用されていない

(参考)

平成25年の住宅・土地統計調査(総務省)によれば、平成25年10月時点の空家の総数は約820万戸に達し、中でも周辺的生活環境に悪影響を及ぼし得る空地の数は、毎年平均して約6・4万戸増加していることが分かっています。人口減少等により、今後も空家の総数は増加の一途を辿ることが懸念されており、対策が急務とされているところです。



(文責・編集部)